

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）とは

第1章
地域福祉計画とは第2章
現状と経緯第3章
計画の概要第4章
各区の好事例第5章
地域の取組み第6章
市の取組み第7章
地域・社協・策第8章
計画の推進

資料編

1 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定について

（1） 計画策定の趣旨・目的

近年、少子超高齢化の急速な進行や人口減少地域の発生、単身世帯の増加など社会状況が大きく変化する中で、地域においては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や人々の結びつきの希薄化が進んでいる状況にあります。

そのため、市民生活に関するニーズは増加するとともに複雑化・多様化してきており、公的サービスだけでは対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

このようなことから、行政にはこれまで以上に、よりきめ細かな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決を図ることが難しい状況もあり、地域においても地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

社会福祉法では、地域住民等が地域福祉の推進に努めることとともに（第4条第1項）、市町村地域福祉計画の策定・変更にあたって地域住民の意見を反映する措置を講じるよう求めています（第107条第2項）。このように、地域住民等が策定等に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手として活動するところに、地域福祉計画の大きな特徴があります。

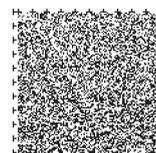
本市では、平成 18(2006)～22(2010)年度を計画期間とする「花の都・ちば ささえあいプラン（第1期千葉市地域福祉計画）」、平成 23(2011)～26(2014)年度を計画期間とする「第2期千葉市地域福祉計画」、平成 27(2015)～29(2017)年度を計画期間とする「支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、市民や団体等と行政とが連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

このたび、地域における社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取組み状況、第3期までの計画推進の成果と課題などを踏まえ、本市の地域福祉の取組みをさらに発展させ、推進するため、「支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）」を策定しました。

（2） 計画策定に必要な視点

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

特に、現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を活



かした役割を果たしながら、地域生活課題の解決に向けて努力していく必要があります。

そのため、「自助・共助・公助」が相互に連携し補完し合うことは、地域福祉の推進のために大切な視点です。

○ **自助とは**

市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のことです。

○ **共助とは**

自助では対応できない地域生活課題について、地域住民や地域の団体・組織が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のことです。

○ **公助とは**

自助・共助では対応できない地域生活課題について、行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付などの事業・施策のことです。

【本書における用語の定義】

★地域住民…市民一人ひとり

★地域住民等…社協地区部会等の団体、社会福祉事業者を含む。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者」（社会福祉法第4条第1項）

★生活課題…個別（個人・世帯）の課題

★地域生活課題…地域全体に共通する課題

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」（社会福祉法第4条第2項）

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

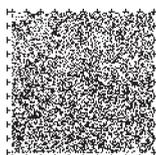
第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・
千葉市の施策

第8章
計画の推進

資料編



2 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の位置付け

支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）は、社会福祉法第107条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。平成12(2000)年の社会福祉法制定以来、条文についてこれまで大きな変更は行われてきませんでした。国においては地域共生社会の実現を旗印に策定を努力義務化することとし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成29(2017)年6月に公布され、第107条については下記のとおり改正されるとともに、新たに第106条の3「包括的な支援体制の整備」(P29参照)の条文が追加されました(平成30(2018)年4月1日施行)。

社会福祉法第107条「市町村地域福祉計画」

- 1 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。
 - (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

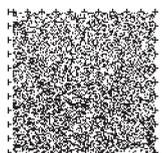
第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・施・策

第8章
計画の推進

資料編



3 他計画との関係

(1) 市の個別計画との関係

本市では、「千葉市基本構想」において、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を、市政運営の指針として掲げています。

また、「千葉市基本構想」で定めた基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画（平成 24(2012)～33(2021)年度）」を策定し、少子超高齢化や人口の減少など、社会構造の大きな転換に直面する中で、10年後、20年後を見据え、本市の未来を豊かなものとするための基本方針や今後の施策展開の方向性などを決めました。

この「千葉市新基本計画」を具体的かつ計画的に推進するため「第3次実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度）」を策定し、「千葉市新基本計画」のまちづくりの方向性に沿った具体的な取組みを示しています。

このような中で、「支え合いのまち千葉 推進計画」は、「千葉市新基本計画」及び「第3次実施計画」を上位計画とし、保健・医療・福祉だけでなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野における個別計画等に関する共助の取組みを地域福祉という共通の視点で整理することにより、さらなる地域社会の課題解決へ向けた体制づくりを進めるための基盤となる計画です。

(2) 千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

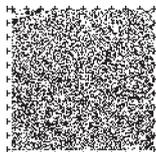
千葉市の地域福祉推進のため、社会福祉法第 109 条に基づき設置され、活動を推進している、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。詳細は第2章 P24 参照）では、基本理念「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、基本目標と施策の方向を定めた「第2期地域福祉活動基本計画（平成 23(2011)～32(2020)年度）」と、その具体的施策を定めた「第3次地域福祉活動実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度）」を策定しています。

「地域福祉活動実施計画」は、地域福祉活動の様々な担い手が相互に協力して取り組む市社協の行動計画であり、地域住民の参加を得て地域福祉の推進を目的に策定されていることから、同計画と本計画とは、互いに補完・連携し、一体的な推進を図る必要があります。

なお、本計画第7章においては、区支え合いのまち推進計画（以下「区計画」といいます。）に定める地域の取組みに対し、市社協が実施する支援策を掲載しています。

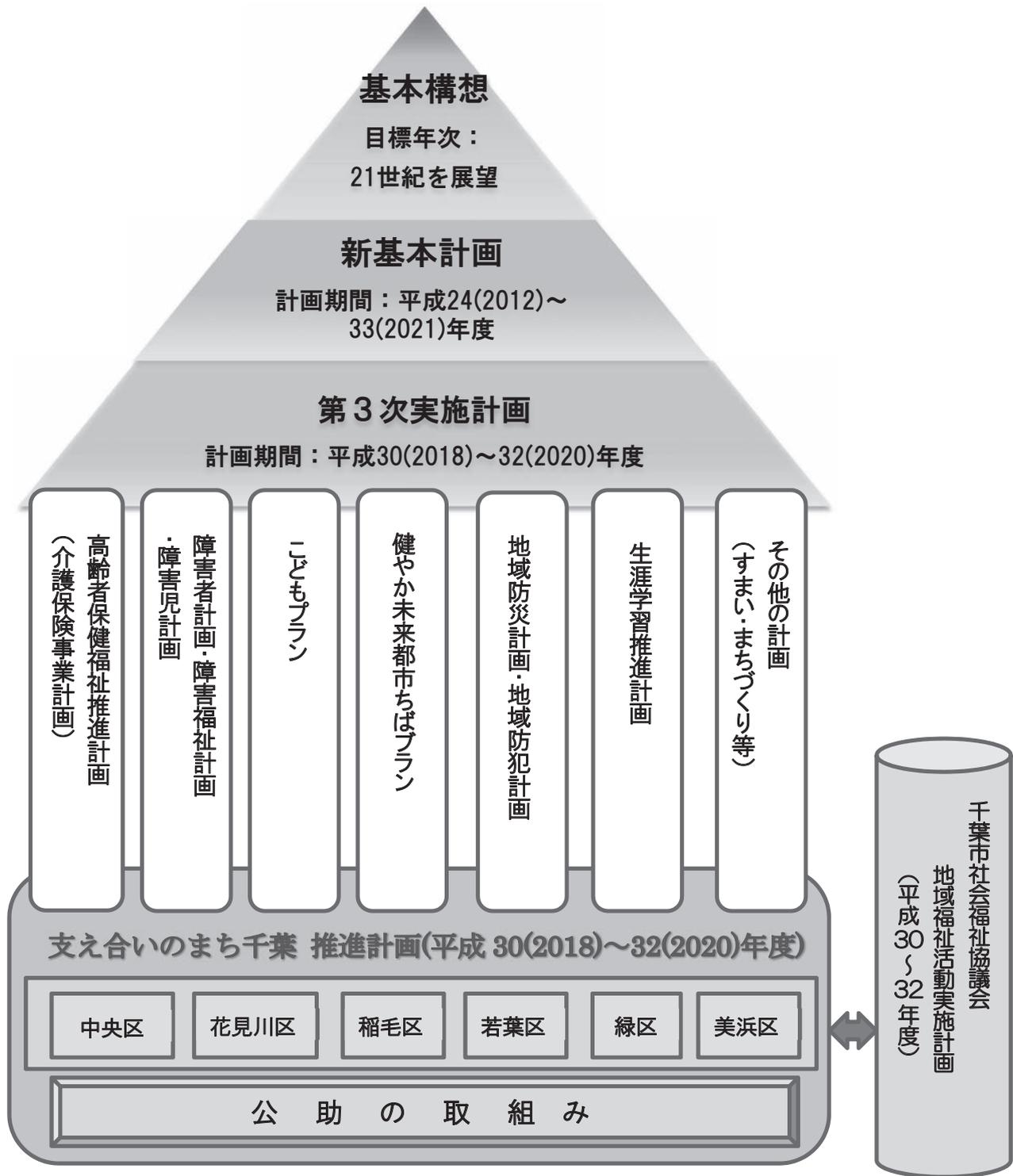


千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」



【支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）と他計画の関係】

(イメージ)



第1章
地域福祉計画とは

第2章
現状と経緯

第3章
計画の概要

第4章
各区の好事例

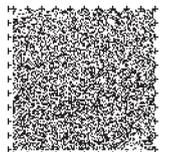
第5章
地域の取組み

第6章
市の取組み

第7章
地域・社協・
千葉市の施策

第8章
計画の推進

資料編



4 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）における「地域包括ケアシステム」

支え合いのまち千葉 推進計画（第3期千葉市地域福祉計画）においては、高齢者保健福祉推進計画（第6期介護保険事業計画）と連携した「地域包括ケアシステムの構築・強化」を念頭に、地域で高齢者を支える仕組みづくりを行ってきました。

高齢者福祉分野では、既に、地域住民、NPO、民間企業等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備し、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組みが始まっています。

高齢者保健福祉推進計画（第7期介護保険事業計画）は、基本理念を「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」とし、基本目標を「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る（地域包括ケアシステムの構築）」とし、取組方針を「高齢者が元気であるための生きがいつくりと地域づくりの推進～健康寿命の延伸～」、「支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制整備の推進」等としています。

また、支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして改革を進めるという厚生労働省の指針を受け、これまで主に高齢者を対象としてきた「地域包括ケアシステム」の理念をさらに広く行き渡らせ、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民等による支え合いと公的支援が連動し、地域を「我が事」として「丸ごと」で支える包括的な支援体制を構築することを目指します。

なお、「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29(2017)年2月7日）。

※ 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

→ 老人福祉法及び介護保険法に基づき、本市の高齢者福祉施策や介護保険制度の運用等に関して定めた総合的な計画

※ 地域包括ケアシステム

→ 高齢者に対する医療・介護・住まい・生活支援・介護予防のサービスが身近な地域で包括的・一体的に提供される仕組み

